岡山市瀬戸中学校　いじめ防止基本方針

１　いじめの防止に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは，いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものである。また，その心身の健全な成長に重大な影響を与えるばかりでなく，その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって，本校では，すべての生徒がいじめを行わず，他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように，いじめを許さない生徒の意識を育成することを旨として，いじめ防止等のための対策を行う本基本方針を策定する。

（いじめの防止）

すべての生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，いじめを行ってはならない。

（学校及び教職員の責務）

学校は，いじめが行われず，すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように，家庭・地域・関係機関と連携を図りながら，学校全体でいじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に努める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは，生徒等に対して，当該生徒等が在籍する学校に在籍している等，当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う，心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第２条より）

３　いじめ防止のための組織

いじめ防止対策推進法に従い，以下の組織を設け，いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるものとする。

（１）名称　　「いじめ防止対策委員会」

（２）開催　　原則学期に１度の開催とし，必要時には随時開催とする。

（３）構成員

校長，教頭，生徒指導主事，各学年生徒指導担当，養護教諭，こども相談主事

＊状況に応じて，学年主任・人権担当・スクールカウンセラーを加える。

＊重大事態発生時には岡山市教育委員会，警察，弁護士，こども総合相談所，いじめ専門相談員など事態の性質に応じた外部第三機関を加える。

（４）活動

- いじめ防止基本方針の策定（年度初め職員会議での提案）
- いじめ防止基本方針の見直し
- いじめの未然防止に向けた取り組みの検討
- いじめ事象への対応アンケート分析
- いじめ事案の対応検討
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の共有

４　いじめの防止に向けた具体的取り組み

（１）学校におけるいじめの防止

- 学校における最重要課題の一つと考え，いじめ防止に向けて組織的に取り組む。
- すべての教育活動を通し，道徳教育及び体験活動の充実を図り，生徒の道徳心を培う。
- 保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図りながら，いじめ防止に向け自主的に行う生徒会活動に対し支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため，人権学習を実施する。
- 教職員の資質向上のため，いじめ防止に関する職員会議や研修の時間の確保，いじめ早期発見に向けたチェックリスト等を全教職員で共有し実施する。

（２）いじめの早期発見のための措置

- いじめアンケート
  - ・いじめを早期発見するため，年３回（７月，１１月，３月を目安）実施する。
  - ・いじめと疑われる行為を確認した場合，些細な兆候であっても，いじめの疑いのある行為には早い段階から的確に関わる。その際，いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- ASSESS によるアンケートを年３回（６月，１０月，２月を目安）実施する。
- 教育相談
  - ・年２回（６月，１０月）アンケート実施後，教育相談を行う。個人情報については，その対外的な取り扱いについては個人情報保護法に沿って適切に管理する。
- 生活ノート（デイリーライフ）の活用
  - ・生徒の変化を適切にとらえるために，毎日の生活ノートを有効活用する。
- 保護者との連携による情報共有
  - ・家庭訪問（６月）個別懇談（６月・１１月）での生徒の実態把握を行う。
  - ・保護者，生徒が抵抗なくいじめに関して相談できるよう，日頃からの声かけ等により良好な信頼関係の確立を図る。

（３）いじめ相談体制

- 相談窓口　瀬戸中学校（086-952-0027）
  - ・「生徒指導主事」　・「不登校支援担当」　・「教育相談担当」
  - （生徒が相談しやすいと思われる担任を含む学年の先生や，部活動の顧問，養護教諭やスクールカウンセラーなども含まれる。）
- スクールカウンセラーとの相談は毎週金曜日の放課後を原則とする。
- チャイルドラインの活用（0120-99-7777）

（４）組織としての調査

- 生徒指導係会
  - ・毎週１回実施する。校長，教頭，生徒指導主事，各学年生徒指導担当，養護教諭，地域こども相談センター担当者が参加し，各学年での問題行動やいじめ事象への対応協議や情報共有をする。
- いじめ防止対策委員会
  - ・年３回（６月，１１月，２月）実施し，いじめアンケート，ASSESS の分析を行う。

５　いじめに対する措置

いじめの発見・申し出があった場合，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応し，被害生徒を守り通すとともに，加害生徒に対しては，当該生徒の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。これらの対応について，教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

（１）いじめに係る相談・情報を受ける

- 事実の有無の確認を行う。現場を発見した場合はその場でその行為を止める。
- 教職員，生徒，保護者，その他から「組織」へ情報を集める。

（２）指導・支援体制を組む

- 組織での指導・支援体制を組む
  - ・学級担任，学年団，生徒指導担当，養護教諭，管理職などで分担する。
- いじめ防止対策委員会…状況に応じて外部機関と連携して対応する。

（３）重大事態発生時

「生命・身体又は財産に重大な被害が生じる」場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・学校を長期的に欠席することを余儀なくされている場合

- 岡山市教育委員会を通じて岡山市長に重大事態発生の報告を行う。
- 重大事態発生の申し立てがあった場合は，重大事態があったものとし報告・調査を行う。
- 警察などの関係機関への通報・相談を行う。

（４）生徒への指導・支援を行う

- いじめを受けた生徒への支援
  生徒にとって信頼できる人（家族・友人・教職員・地域の人等）と連携し，寄り添い支える体制をつくる。必要があれば，一定期間別室学習などの措置を講ずる。
- いじめた生徒への指導
  - ・速やかにいじめをやめさせた上で，いじめに関わったとされる生徒からの聴取を行う。
  - ・いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。いじめた生徒の保護者と連携し，協力を求めるとともに継続的な助言を行う。
- いじめが起きた集団への働きかけ
  「観衆」「傍観者」として行動していた生徒に対しても，自分の問題として捉えさせる。そうした行為が，いじめを受けていた生徒にとって，いじめによる苦痛だけでなく，孤独・孤立感を強める存在であることを理解させる。また，年間計画に位置付けられた取り組みや臨時の学級会や集会により，「いじめは絶対に許されないものである。」という態度を行き渡らせる。

● 特に配慮が必要な児童生徒について

下記の生徒を含め，学校として特に配慮が必要な生徒については，日常的に，当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

・発達障害を含む，障害のある生徒がかかわるいじめについては，教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに，個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該生徒のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行うことが重要である。

・海外から帰国した生徒や外国人の生徒，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し，それらの差からいじめが行われることないよう教職員，生徒，保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに，学校全体で注意深く見守り，必要な支援を行う。

・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため，性同一障害や性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，学校として必要な対応について周知する。

・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については，被害生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し，当該生徒に対する心のケアを適切に行い，細心の注意を払いながら，被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

6　学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず，いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，次の２点を学校評価の項目に加え，適正に事項の取り組みを評価する。

● いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。

● いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。